

「ニセコ町環境審議会設置条例」の改正及び「ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例」(案)の縦覧等結果の公表

「ニセコ町環境審議会設置条例」を改正するため、ニセコ町まちづくり基本条例第38条第3項の規定に基づき、条例案の縦覧を行った結果について、次のとおり公表する。

令和2年5月7日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例
ニセコ町環境審議会設置条例
- 2 縦覧及び意見受付期間
令和2年4月7日(火)から令和2年4月28日(火)まで
- 3 提出された意見の概要等
別紙のとおり

※本公表に関するお問合せ先

ニセコ町企画環境課経営企画係(担当: 参事 柏木 邦子、係長 佐々木 潤)
住 所: 〒048-1595 北海道ニセコ町字富士見47番地
電 話: 0136-44-2121 FAX: 0136-44-3500
e-mail: kankyo-e@town.niseko.lg.jp
執務時間: 8時40分から17時15分まで(昼休みはありません)